

事務事業評価調書 令和3年度行政評価（シート1）

所管部課名	健康福祉部 高齢福祉課	作成日	令和3年5月25日	No.	5
作成責任者(課長)氏名	加藤 俊幸	作成者氏名	藤田 勝弘	電話	632
事務事業名	敬老金贈呈事業				
開始時期	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 44年4月 <input type="checkbox"/> 不詳 <input type="checkbox"/> 令和	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input type="checkbox"/> 実施計画事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他		
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画
	法令等の名称	武蔵村山市敬老金支給に関する条例			
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 法定受託事務（ <input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務）				
	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務（ <input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独）				
事務事業の概要	対象： 何/誰に対して	市内に住所を有する市民のうち、毎年9月15日現在における年齢が77歳、88歳及び99歳の者に対して支給する。 支給額は、77歳及び88歳が5,000円、99歳が7,000円である。			
	手段(全体概要)： どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア <input type="checkbox"/> 補助・助成等 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	意図： どのような状態にすることを 目指すのか	担当地域の民生委員が対象者宅に臨戸訪問し、直接配布する。 なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により臨戸訪問は行わず、現金書留郵便により配布を行った。			
	実施結果： どうなったのか (2年度実績)	令和2年度の支給対象者（1,177名）については、臨戸訪問ではなく現金書留の方法により、ほぼ全員に配布が完了している。 具体的な支給実績は、77歳が900名、88歳が260名、99歳が12名であった。			
	類似事業の有無	<input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	実施部課(団体)名	高齢福祉課 類似事業名 満100歳誕生日祝記念品等贈呈事業	
事業環境の変化	平成24年の条例改正において、支給対象者の区分の変更（70歳の対象者区分を削除）を行った。高齢者福祉基金繰入金の残高が既になくなっていることから、現在は一般財源からの支出が継続している。				
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	77歳以上6市、80歳以上10市、90歳以上3市、100歳以上6市、実施無し1市。 26市で支給対象や支給品目は多様である。			
	八王子市 国分寺市	敬老金の支給は実施せず、記念品の贈呈事業を実施している。			
	東大和市	令和2年度に99歳の支給区分を削除した。			
	多摩市	当該事業の実施なし。			
市民・議会等からの意見	現在、77歳と88歳の支給額を同額としていることから、支給額に差を設けるなど、金額の妥当性について市民等から意見等が寄せられている。				
【評価指標】	指標名	単位	説明・計算式		
活動指標	①	支給対象者数	名	77歳、88歳、99歳	
	②				
成果指標	①	達成状況	%	対象者へ支給した割合	
	②				
費用・成果の推移	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度予算	備考	
事業費(千円)		6,168	6,592	6,820	令和2年度は郵便料を増額補正して実施
	うち一般財源	6,168	6,592	6,820	
所要人員(人)		0.10	0.10	0.10	
総コスト(千円)		7,031	7,481	7,706	
活動指標	①	1,217名	1,177名	1,330名	
	②				
成果指標	①	99.59%	99.58%	100%	令和元年度は1,212名、令和2年度は1,172名に支給
	②				

一 次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 高齢者が生きがいをもって元気に暮らしていくために、市で敬老事業を推進していくことは重要であり、事業を行う必然性はある。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 敬老金の支給は、高齢者にとって長寿への励みになるとともに、多年にわたり社会の発展に寄与してきたことに対する感謝の側面もあることから、高齢者福祉の充実という施策の目的には合致している。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input type="checkbox"/> 見直しの余地がある 対象者数は年々増加し、配布を依頼している民生委員の負担も増加している。ただし、臨戸訪問による配布は、支給対象者の安否確認や、高齢者の孤立化を防ぎ、地域とのつながりを保つ重要な機会であることから、概ね妥当である。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 非効率的な点がある 電算処理による対象者の把握及び民生委員による臨戸訪問での配布により、効率的に事業を実施している。 なお、配布に係る経費は、通常の民生委員活動の一環として行っているため、発生しない。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	(説明) <input type="checkbox"/> 目標以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input type="checkbox"/> 目標以下 高齢者にとって現金支給は魅力であり、生きがい作りの推進に寄与している。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	(説明) <input type="checkbox"/> 適切である <input checked="" type="checkbox"/> 不適切な点がある 対象者全員に支給しているものの、支給額が節目に応じた段階的な設定となっていないことから、公平性については課題が残る。また、77歳への支給を行っていない自治体もあることから、地域格差も懸念される。
	○廃止・休止した場合の影響 <input checked="" type="checkbox"/> 影響は大きい <input type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input checked="" type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止
(説明) ※その影響等を具体的に記入 高齢者の生きがい作りの推進に寄与している事業であり、過年度に福祉手当（高齢者生き生き手当）制度を廃止したときには、落胆の声が多かった。そのため、長寿の祝い事に対しては、継続して事業を実施していく必要がある。	【総合的意見】 本事業は、長年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢者の長寿の節目を祝い、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする重要な事業であることから、今後も継続して実施すべきである。しかし、高齢化社会の更なる進展により、財政負担の増加が見込まれることから、他市の実施状況等を踏まえ、必要に応じて一部見直しを検討していく。	
二 次 評 価	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input checked="" type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止	
【総合的意見】 本事業は、長年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢者の長寿の節目を祝い、もって高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする重要な事業であることから、一定の意義が認められる。 しかしながら、本事業は全て一般財源からの支出により行われており、今後の高齢化の進展に伴い、財政負担も比例して増加していくことが見込まれる。 また、類似の事業である満100歳誕生日祝記念品等贈呈事業も実施しており、99歳の敬老金支給事業と2年連続での公費負担が必要となることや、平均寿命や健康寿命が延びており、本事業が敬老長寿の祝金であることなどを考慮し、支給対象年齢の引上げや類似の事業との整理統合等を含めた抜本的な見直しを図ることが必要である。		
行政評価委員会意見	本事業は、長年にわたり社会の発展に貢献してきた高齢者の敬老と長寿の節目を祝うことにより、高齢者の生きがい作りの推進に寄与していることから、相応の意義が認められる。 他方、健康寿命や平均寿命が延びる中で本事業を今後も継続して実施していくためには、支給対象年齢の引上げや、本事業と同一の目的で長寿を祝い記念品等を贈呈する事業との整理統合など、本事業の趣旨に鑑みて支給対象者等の見直しを図るべきとする二次評価には異論がない。 ただし、見直しに当たっては、祝金として額が寡少であるとの見方もあるため、支給額の妥当性についての検討や、本事業が高齢者の安否確認や地域とのつながりを保つ機会にもなっていることを考慮し、高齢者が孤立化しないよう地域包括支援センター等と引き続き連携して地域の高齢者見守りネットワークを強化していくことを求めたい。	